

「県立・大村市立一体型図書館及び郷土資料センター」（仮称）

整備基本計画

平成26年7月



長崎県教育委員会



大村市教育委員会

<用語の定義>

本計画書では、一部の語句について下記のとおり略称で記述しています。

「県立図書館」	: 長崎県立図書館（一般的な県立図書館の場合あり。）
「市立図書館」	: 大村市立図書館
「一体型図書館」	: 県立・大村市立一体型図書館（仮称）
「郷土資料センター」	: 県立図書館郷土資料センター（仮称）
「市町立図書館」	: 県内市町立図書館
「両館」	: 一体型図書館及び郷土資料センター
「県民市民」	: 長崎県民及び大村市民（他市町の市民は県民に含む。）
「市民」	: 大村市民
「市町」	: 県内各市町
「市」	: 大村市
「県」	: 長崎県
「県市」	: 長崎県及び大村市
「市内」	: 大村市内

また、語句の前に「※」があるものは、巻末の用語解説に説明を掲載しています。

はじめに

長崎県立長崎図書館（以下「県立図書館」という。）は、明治 45（1912）年 6 月 1 日に創立し、平成 24（2012）年 6 月には 100 周年を迎えた。一方、大村市立図書館は、「私立大村図書館」を前身として昭和 22（1947）年 10 月に創立し、これまで両館とも多くの県民及び市民の方々に利用されてきた。

現在の建物は、県立図書館が昭和 35（1960）年、大村市立図書館が昭和 48（1973）年に建設され、既に 40～50 年を経過しており老朽化が著しく、耐震性も満たしていない。

また、少子高齢化、グローバル化及び情報化が進むなかにおいて、図書館に求められる役割は多様化、専門化しており、現在の狭い施設では対応が困難である。

こうした現状や社会情勢の大きな変化を受け、将来にわたり県民及び大村市民（以下「県民市民」という。）を支える知の拠点となる図書館を整備することが重要な課題となっている。

このようななか、県教育委員会では、「長崎県立図書館在り方懇話会（平成 18 年 6 月～19 年 3 月）」及び「長崎県立図書館再整備検討会議（平成 22 年 2 月～23 年 3 月）」からの答申を受け、平成 25 年 3 月に「長崎県の知の拠点として県民を支える図書館」を基本理念とする「新県立図書館整備基本方針」を策定し、県立図書館郷土資料センター（仮称）を長崎市に、建替え予定の大村市立図書館との合築による県立図書館（仮称）を大村市に建設することを決定した。

また、大村市教育委員会では、大村市立図書館に期待される役割を果たしていくために必要な機能及びサービス並びに施設の規模などについて、「新大村市立図書館整備検討懇話会（平成 25 年 8 月～9 月）」及び市内の図書ボランティア並びに高校生との「大村市立図書館フォーラム（平成 25 年 8 月～9 月）」などの意見を踏まえた、「未来へつながる出逢いの広場」を基本理念とする「新大村市立図書館整備基本方針」を平成 25 年 9 月に策定した。

本基本計画は、「新県立図書館整備基本方針」及び「新大村市立図書館整備基本方針」を基に、新たに整備する県立・大村市立一体型図書館（仮称）及び県立図書館郷土資料センター（仮称）が、期待される役割を果たしていくための基本的方向性、サービスや運営の考え方、建物の規模及び機能構成等を示すものである。

今後、県と大村市は、県、市の基本方針及び基本計画を基に、一体となって、基本設計、実施設計、建設工事及び開館準備に取り組んでいく。

目次

第1章	「県立・大村市立一体型図書館及び郷土資料センター」（仮称）の図書館像	1
1	整備の基本的な考え方	1
2	目指す図書館像	1
(1)	知の拠点として県民市民を支える図書館	2
(2)	全ての県民市民がサービスを利用できる図書館	2
(3)	県民市民と共に創る図書館	2
(4)	出逢いにあふれる楽しい図書館	2
(5)	未来を創造する礎を築く図書館	2
(6)	郷土の歴史と文化に親しみ、活用及び振興する図書館	2
3	新しい図書館における主なサービスや機能の新設及び拡充	4
第2章	県立・大村市立一体型図書館（仮称）	5
1	役割と機能	5
(1)	一体型図書館の基本的な考え方	5
(2)	機能及びサービス	6
2	事業計画	7
(1)	来館者へのサービス	7
(2)	館内サービス	8
(3)	支援拠点としての広域サービス	9
(4)	課題解決支援サービス	10
(5)	対象別サービス	11
(6)	情報サービス	12
(7)	資料の収集	12
(8)	資料の保存	13
(9)	図書館職員等の育成及び研修等	13
(10)	その他	14
第3章	県立図書館郷土資料センター（仮称）	15
1	役割と機能	15
(1)	映像等資料の収集、提供及び保存	15
(2)	長崎歴史文化博物館との連携	15
(3)	一体型図書館のサテライト機能	15
2	事業計画	16
(1)	来館者へのサービス	16
(2)	館内サービス	16
(3)	支援拠点としてのサービス	17
(4)	課題解決支援サービス	18
(5)	情報サービス	18
(6)	資料の収集	19
(7)	資料の保存	19
(8)	その他	19
3	公文書コーナーの設置について	20
第4章	一体型図書館及び郷土資料センターの連携及び運用	21
1	連携及び運用の内容	21
(1)	サテライトカウンターの設置	21
(2)	図書館ネットワークシステム	21
(3)	レファレンスサービス	21

(4) 市町立図書館の支援	21
(5) 協力貸出	21
(6) 資料の電子化	21
(7) 企画展等の開催	21
(参考) 新しい図書館におけるサービスの利用	22
第5章 業務区分と運営体制	23
1 業務区分	23
2 運営体制	25
(1) 組織	25
(2) 職員	25
(3) 運営	27
第6章 施設概要	29
1 建築方針	29
(1) 一体型図書館及び郷土資料センターの共通の考え方	29
(2) 一体型図書館と大村市立史料館	30
2 建設場所	31
(1) 一体型図書館	31
(2) 郷土資料センター	32
3 構成と規模	33
(1) 施設の構成	33
(2) 整備面積	35
(3) 駐車場及び駐輪場	37
第7章 整備に関する計画	38
(1) 整備スケジュール	38
第8章 参考資料	39
[参考資料1] 新しい県立図書館と市立図書館の役割と機能	39
1 新県立図書館の役割と機能	39
(1) 役割	39
(2) 機能	39
2 新大村市立図書館の役割と機能	42
(1) 役割	42
(2) 機能	42
[参考資料2] 県立図書館と大村市立図書館の現状	45
1 施設	45
(1) 県立図書館の各室面積	45
(2) 大村市立図書館の各室面積	45
2 蔵書状況	46
(1) 県立図書館の蔵書状況	46
(2) 大村市立図書館の蔵書状況	46
3 利用状況	47
(1) 県立図書館の利用状況	47
(2) 大村市立図書館の利用状況	47
4 当初予算	48
5 職員	48
用語解説	49

第1章「県立・大村市立一体型図書館及び郷土資料センター」(仮称) の図書館像

1 整備の基本的な考え方

長崎県及び大村市（以下「県市」という。）は、県立図書館と市立図書館の施設区分のない一つの図書館として「県立・大村市立一体型図書館（仮称）」（以下「一体型図書館」という。）を大村市に整備する。

一体型図書館においては、県立図書館と市立図書館の役割と機能を明確にしなが、連携及び協力してそれぞれのサービスを提供する。

- 県立図書館と市立図書館の資料を区別することなく一体的に取り扱い、同一の書架に配架
- 窓口カウンターは、県市共同で設置し、貸出や返却及び※レファレンスなどのサービスを提供

また、長崎県は、県立図書館の郷土資料部門を担う「県立図書館郷土資料センター（仮称）」（以下「郷土資料センター」という。）を長崎市に整備する。郷土資料センターは、長崎歴史文化博物館と連携しながら、長崎学資料を含む郷土資料を収集、提供及び保存するとともに、一体型図書館の※サテライト機能も担うこととする。

2 目指す図書館像

一体型図書館及び郷土資料センター（以下「両館」という。）の整備にあたり、県市各々の図書館整備基本方針に掲げた基本理念実現のため、両館の目指す図書館像を以下のとおりとする。

< 県立図書館の基本理念 >

理念：「長崎県の知の拠点として県民を支える図書館」

- 1：未来を創造する礎を築く図書館
 - 2：郷土の歴史・文化を継承し、活用・振興する図書館
 - 3：全ての県民がサービスを利用できる図書館
- 「新県立図書館整備基本方針」より

< 大村市立図書館の基本理念 >

理念：「未来へつながる出逢いの広場」

- 1：出逢いにあふれた楽しい図書館
 - 2：情報の拠点となる図書館
 - 3：郷土の歴史と文化にふれられる図書館
 - 4：市民と共に創る図書館
- 「新大村市立図書館整備基本方針」より

「県立・大村市立一体型図書館及び郷土資料センター」(仮称) の図書館像

1. 知の拠点として県民市民を支える図書館
2. 全ての県民市民がサービスを利用できる図書館
3. 県民市民と共に創る図書館
4. 出逢いにあふれる楽しい図書館
5. 未来を創造する礎を築く図書館
6. 郷土の歴史と文化に親しみ、活用及び振興する図書館

< 語句の前に「※」があるものは、巻末の用語解説に説明を掲載しています。 > (以後同様)

両館は、知の拠点として、様々な情報との出逢いや新たなコミュニティ創成の契機を提供する。

両館の利用により県民市民は、人や情報との出逢いを得て、未来を創造し、郷土の歴史と文化を継承し、活用及び振興することができる。

また、県民市民のニーズに応えることは、両館の機能やサービスの更なる充実に繋がることとなる。このように、両館は県民市民と共に成長していく図書館を目指す。

(1) 知の拠点として県民市民を支える図書館

- ・ 県民市民の知識や知恵を育み、知性を磨き学びや暮らしを支える拠点を目指す。
- ・ 様々な調査研究や*課題解決支援につながる資料を収集、提供及び保存する。
- ・ 紙媒体と電子媒体を組み合わせ利用できる環境を整える。
- ・ 県立図書館と市立図書館の資料及びデータベース等の提供により、県民市民の*情報リテラシーの向上を支援する。

(2) 全ての県民市民がサービスを利用できる図書館

- ・ 市町立図書館の支援の充実及び電子資料の提供や自宅等への資料の配送などの新たなサービスを実施することで、離島や遠隔地などをはじめとするこれまで図書館サービスが十分に行き届かなかった地域を含む全ての県民市民へサービスが届けられるようにすることを目指す。

(3) 県民市民と共に創る図書館

- ・ 各ボランティアや利用団体等をはじめ、県民市民とのネットワークを構築し、協働しながら時代の変化に柔軟に対応していくことで、県民市民と共に成長していく図書館を目指す。
- ・ 一体型図書館では、県立図書館と市立図書館が相互の業務に対する理解を深めることにより、直接サービスや市町立図書館の支援などに活かし、県民市民が求めるよりよいサービスの提供を目指す。

(4) 出逢いにあふれる楽しい図書館

- ・ 静かに読書や学習ができるスペース、会話や飲食ができるスペース、イベント開催スペースなどを整備し、人と人とのコミュニケーションを深める場を提供する。
- ・ イベント等の参加者同士の輪が広がることで、地域のつながりが深まり、地域の課題解決に寄与できるようにする。

(5) 未来を創造する礎を築く図書館

- ・ 県民市民が知的欲求を満たし、県市の未来を創造する礎を築くことができるよう、産業、経済、文化、スポーツ及び行政など様々な分野の活動に対して、幅広く情報や資料を提供する。

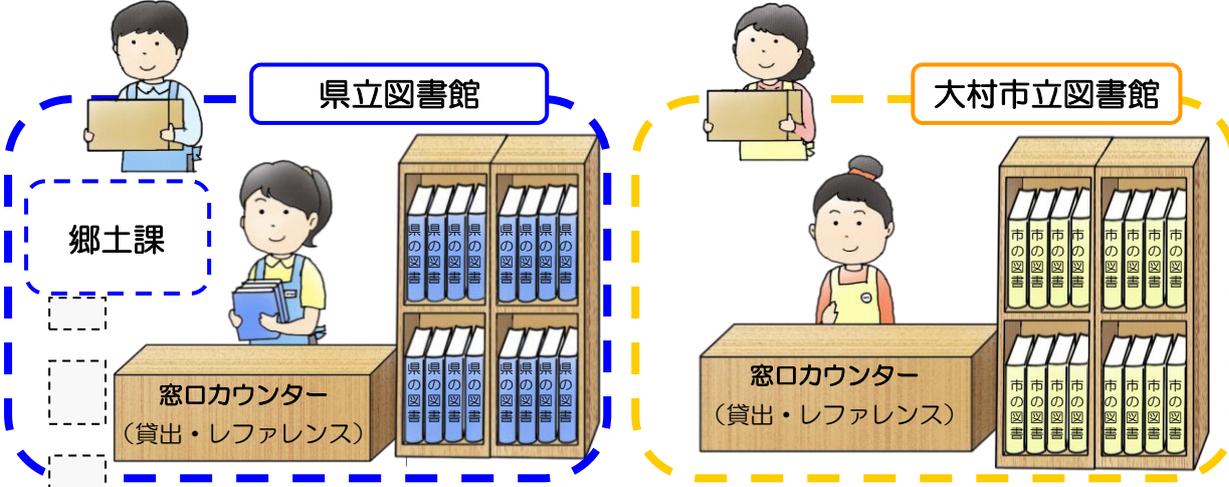
(6) ふるさと郷土の歴史と文化に親しみ、活用及び振興する図書館

- ・ 県内各地において培われた、他に例のない貴重な歴史と文化を将来にわたって継承するとともに、*映像等資料を含め、郷土に関する資料の充実を図り、これらの資料を有効に活用し、輝く長崎県づくりを目指す。
- ・ 大村市民が郷土の歴史や文化に関心を持ち学ぶことで、自らの生き方について考えることが、市民の郷土愛を醸成する契機となり、それが市の発展のための大きな力となることが期待できることから、大村に関する郷土資料の充実に努め、それらの資料を有効に活用するためにも、郷土史コーナーなど施設の充実を図る。

一体型図書館および郷土資料センターのイメージ

市町立図書館支援など

市内図書室支援など



合築

 =今回整備

市町立図書館支援など

市内図書室支援など

整備



郷土資料センター



資料搬送・連携



長崎歴史文化
博物館

連携

3 新しい図書館における主なサービスや機能の新設及び拡充

新たなサービスや機能

【利用者向けサービスの提供】

- 長崎県に関する映像等資料の収集及び提供
- インターネット予約による各サービスの実施
(取置サービス、県内の市町立図書館での貸出及び返却、自宅等への配送サービス)
- 自動貸出機、予約資料の受取専用スペースの設置
- 電子書籍の提供

【館内利用環境等の提供】

- 無線LAN環境の整備
- タブレット端末の貸出
- 館内案内システムの提供(タブレット端末等に対応)
- カフェ等交流スペースの提供

【市町立図書館の支援等】

- インターネットを利用した遠隔地での同時研修の実施

《大村市立図書館独自のサービスや機能》

- 市内の主要な公共施設への返却ボックスの設置
- 公民館等図書室とのネットワーク整備による資料の貸出及び返却
- 移動図書館車の運行

拡充するサービスや機能

【利用者向けサービスの提供】

- ビジネス支援、産業支援等の課題解決支援機能の充実
- 乳幼児コーナー及び児童書コーナーの充実
- 対面朗読サービス等障害者サービスの充実
- 中国、韓国などのアジア圏や西欧諸国等の外国文化に関する資料の提供
- 電子資料の提供
- データベースの充実

【関係機関等と連携したサービスの提供】

- 各種研究機関との連携
- 長崎歴史文化博物館との連携
- 大村市立史料館との連携

【資料の収集】

- 県立及び市立図書館での資料購入を通じた調整による資料の充実

【市町立図書館の支援等】

- 巡回協力車の運行体制の充実(隔週から毎週へ)
- 県立図書館職員による県内各地での出前研修の実施
- 司書教諭や学校司書の研修の充実
- 県立図書館による図書館サービス等に関する調査及び研究の実施

第2章 県立・大村市立一体型図書館（仮称）

1 役割と機能

公共図書館は、様々な情報を提供し、住民の生涯学習を支える重要な施設である。社会の変化や時代の流れとともに、住民の知的欲求は高まってきており、公共図書館が担うべき社会的な役割も変化してきた。現在、公共図書館は社会教育施設であるだけでなく、情報センター、住民の課題解決を支援する役割、地域のコミュニティ形成を支援する場としての役割等が求められている。さらに、知識や情報が重要な役割を果たす*知識基盤社会のなかで、地域住民の知的な活動を支え、知的な創造を支援するなど、地域の情報拠点としての役割がより重要となる。

県立図書館は「長崎県の知の拠点」として資料の収集及び保存機能を充実していくとともに、県内全域の市町が等しく充実した図書館サービスを県民に提供できるように支援（資料の*協力貸出や指導助言など）することが主な責務である。

市立図書館は、地域のニーズや時代の変化をサービスに反映し、利用者の様々な目的に柔軟に対応することにより、幅広い観点から社会貢献していくことが求められている。

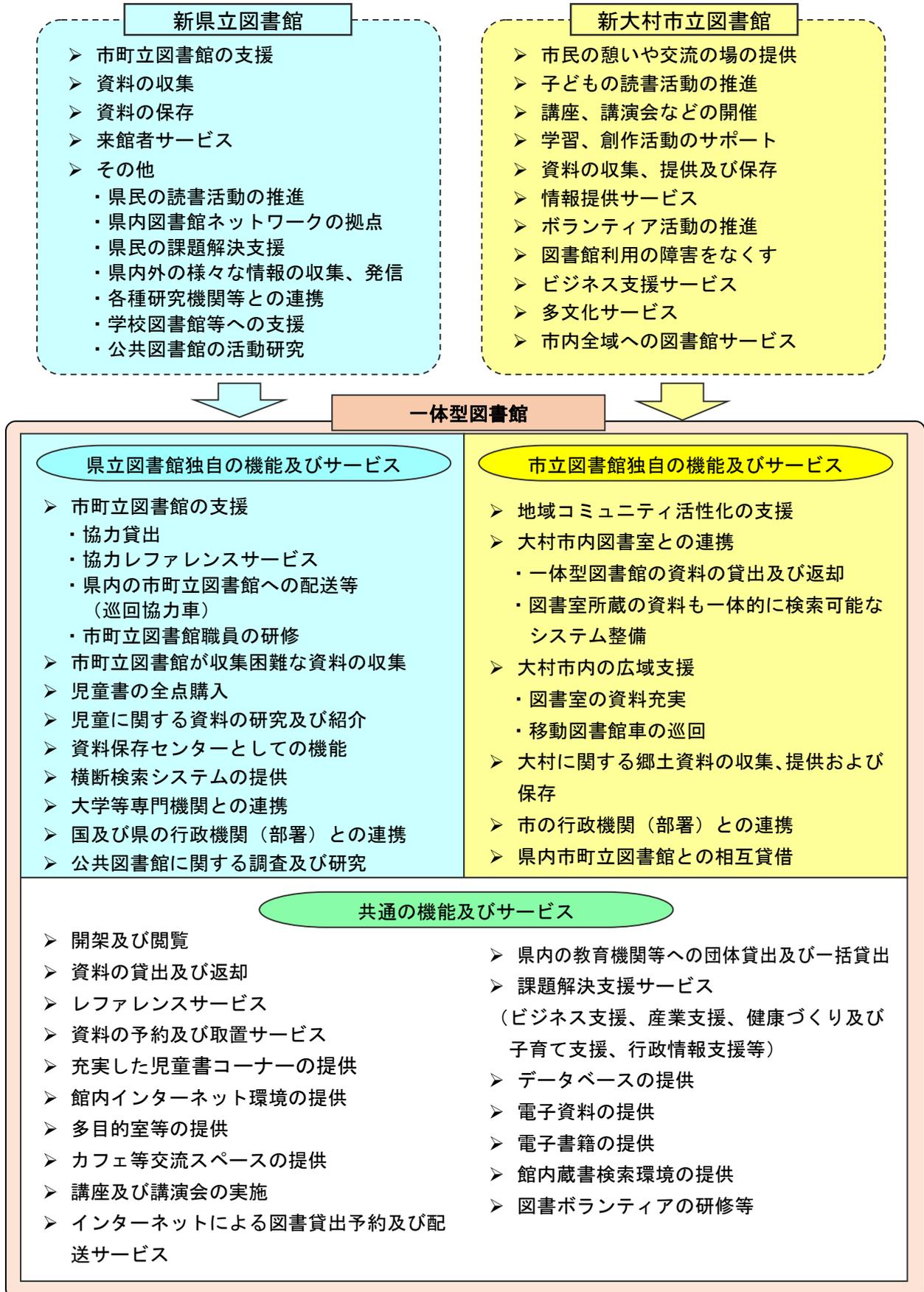
一体型図書館においては、県立図書館と市立図書館がそれぞれの役割と機能を充実できるように連携することにより、県民市民に対する更なる図書館サービスの向上を目指す。

(1) 一体型図書館の基本的な考え方

項目	内容
施設について	利用者が県立図書館と市立図書館の区分を意識しない、一体となった開架スペースとする。
開架スペース	県立図書館と市立図書館の資料を一体として配架する。(25万冊程度)
閉架スペース	県立図書館と市立図書館の資料を一体として管理する。(177万冊程度)
主なスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・開架及び閲覧スペース（窓口カウンター含む） ・学習室 ・読書スペース ・グループ学習室 ・視聴覚スペース ・多目的室等 ・おはなしの部屋 ・ボランティア室 ・データベーススペース ・展示スペース ・対面朗読室 ・カフェ等交流スペース ・閉架スペース 等
資料の収集について	効率的な選書を行うため、県立図書館の職員と市立図書館の職員が協力して、一体型図書館に必要な資料の選書を行う。
資料の保存について	<p>県立図書館は、資料保存センターとして、県内に最低1冊は資料がある状態を目指す。併せて資料の電子化も推進することで、省スペース化を図る。</p> <p>市立図書館は、保存の目安を概ね5年間（雑誌及び新聞は2年間）とし、その後必要に応じて県立図書館へ移管する。</p>
図書館情報システムについて	県立図書館の資料、市立図書館の資料を区別することなく、総合的な検索、予約が可能なシステムを整備する。

(2) 機能及びサービス

県市各々の図書館整備基本方針に示された新県立図書館及び新大村市立図書館の主な機能及びサービスと、それらを併せ持つ一体型図書館の主な機能及びサービスの関係は以下に示すとおりである。



2 事業計画

(1) 来館者へのサービス

(7) 開架及び閲覧

県立図書館と市立図書館が所蔵する資料は、基本的に資料の分類（※日本十進分類法による。）ごとに一体的に配架し、県民市民が県立図書館及び市立図書館の区分を意識しないで閲覧することができる開架スペースとする。

利用者が、求める資料や情報を探しやすいように、配架や案内表示等に配慮する。

(イ) 資料の貸出及び返却

県立図書館及び市立図書館の利用者カードは共通化し、直接来館する利用者に対して、県市の資料を区分せず貸出を行うとともに、利用者が気軽に資料の貸出及び返却処理ができるように、自動貸出機などを導入する。

返却は、カウンターのほか、返却ポストを設置し、閉館時でも利用者が返却できるようにするとともに、大村市内の主要な公共施設に返却ボックスを設ける。



(ウ) レファレンスサービス

窓口カウンターには、総合的なレファレンスコーナーを設けて、ワンストップサービスを実現する。

また、直接来館しない（できない）利用者に対しては、電話やインターネット等でのレファレンスも受け付ける。

なお、利用者の調べものや相談に関するレファレンスサービスは、県立図書館と市立図書館の職員が相互に連携して対応する。それにより、経験を積みスキルを向上させることで、県民市民に対する更なるサービスの向上を図る。

(エ) 資料の予約及び取置サービス

資料の予約については、来館時に受け付けるほか、インターネットによる予約ができるようにするとともに、予約資料の取置サービスを行う。

また、窓口カウンター付近に予約資料の受取ができる専用のスペースを設けて利便性の向上を図る。

(2) 館内サービス

(ア) 充実した児童書コーナーの提供

子どもや保護者が気軽に来館し、充実した時間を過ごせるように配慮した施設とするとともに、利用者が楽しめるように工夫を凝らしたスペースや、読み聞かせの部屋などを整備することで、充実した児童書コーナーを提供する。

(イ) 館内インターネット環境の提供

館内に※無線LAN環境を整備し、タブレット端末やスマートフォンなどの携帯端末により、館内でインターネットを活用した調べもの等ができる環境を整備する。
また、館内で使用するタブレット端末の貸出を行う。

(ウ) 多目的室等の提供

調べものを行うための学習室、グループ討議が可能なグループ学習室、ボランティア活動を支えるためのボランティア室及び様々な利用目的に対応できるように施設及び設備を整備する。

(エ) カフェ等交流スペースの提供

写真展及び絵画展などを開催できる展示スペースや、気軽に会話ができるスペース等を整備するとともに、軽食や飲み物を提供する店舗（カフェ等）が入居できるスペースを確保する。カフェ等の運営にあたっては、飲食業務に精通した専門業者に委託を行い、一体型図書館の開館時間に拘束されない運営とし、館内からも館外からも利用できるように配置する。



(オ) 講座及び講演会の実施

著名な作家の講演会、ビジネス支援に関する講座及び講演会、情報リテラシーに対する講座及びボランティア活動に資する講座等を定期的を開催する。

(3) 支援拠点としての広域サービス

(7) 協力貸出及び相互貸借

県内の市町立図書館から、当該図書館が所蔵していない資料の貸出の依頼を受けた場合に、県立図書館は協力貸出を行い県民の図書館サービス利用を充実させる。
同様に、市立図書館は、他市町立図書館に対して*相互貸借を行うこととする。

(イ) *協力学ファレンスサービス

市町立図書館で対応が困難なレファレンスに対して、電話やインターネット等で回答を行う。

なお、市町立図書館からの問い合わせ等に適切に答えることができるよう、職員の資質向上を図る。

(ウ) インターネットによる図書貸出予約及び配送サービス

自宅等からインターネットにより資料の貸出予約ができるシステムを整備し、さらに、県内の市町立図書館で資料の受取を可能にする。

また、*障害者ふれあいブックメールサービス（無料）のほか、離島や遠隔地の利用者及び高齢者など、図書館へ来館しない（できない）利用者に対し、インターネットにより予約を行った資料を自宅まで配送するサービス（有料）を行う。

(エ) 県内の教育機関等への団体貸出及び一括貸出

県内の各学校、幼稚園及び保育所等に対し、市町立図書館を通した*団体貸出及び*一括貸出などを行い、子どもの読書活動を支援する。

(オ) 県内の市町立図書館等への配送等

県内の市町立図書館や大学図書館に対して、宅配便による週3回の配送を行う。

本土地区の市町立図書館等を巡回する協力車（以下「*巡回協力車」という。）を運行し、週1回（現行は隔週）の資料の配送を行うとともに、県立図書館職員が、市町立図書館職員との情報交換を行うことにより、相談業務を充実させる。

(カ) 図書ボランティア等の支援

ボランティアの活動の幅が広がるように、ボランティアに対する定期的な講座の開催や、ボランティア同士をつなげる役割を担う。また、ボランティア室を設けて、図書館利用者からもボランティア活動の状況がわかるように配慮した施設とする。

さらに、県内の市町立図書館や学校図書館の図書ボランティアの育成に対する支援を行う。

(キ) 大村市内の広域支援

・ 大村市内の図書室との連携

市内全域で図書館サービスを行うために、一体型図書館と市の公民館等の各図書室とのネットワークをコンピュータシステムで整備し、一体型図書館の資料を図書室でも貸出及び返却ができるようにする。また、予約した資料の受取も可能とする。

- ・ **大村市内の広域支援**

図書館や図書室に来館しない（できない）利用者のために、移動図書館車を運行することを検討する。

(4) 課題解決支援サービス

近年、公共図書館は、従来の資料の収集、提供及び保存機能だけでなく、住民や地域の課題解決を支援するための情報拠点であることが求められている。

一体型図書館では、県民市民に対して、資料を提供するのみでなく、県民市民の仕事や生活上の課題などを解決できるように、利用者に対して的確に情報を提供するなど、課題解決支援サービスを行う。

様々な課題解決を支援することによって、県民市民の生活の満足度を高め、豊かな生活、地域コミュニティの発展などに貢献することを目指す。

(7) ビジネス支援

ビジネス活動、研究活動、NPO活動などに従事する勤労者や個人、ボランティア、企業、団体などに対して、国、県及び市の行政機関や関係機関と連携し、就職、転職、起業及び経営の参考となる資料や情報を提供するとともに、講座等を開催する。

(イ) 産業支援

長崎県の基幹産業である、水産業、農林業、工業及び観光業に関する専門書及び専門誌などの資料やデータベースなどを重点的に収集し提供する。また、より専門的な見地からサービスを提供するため、県の各種研究機関等と連携し、専門的な情報を企業、団体及び個人などに提供することで県内の産業発展に寄与する。

(ウ) 健康づくり及び子育て支援

病気、けが、健康、ダイエット、運動など、日常生活において県民市民が必要とする医療、健康に関する情報など、近隣の医療機関等と連携し選書した資料を、特設コーナーを設けて配架する。

また、県及び市の子ども政策に関する専門部署と連携し、育児や食育等に関する情報の提供を行うとともに、イベント等を開催する。さらに、児童書コーナーなどの関連した場所に子育て支援の資料をテーマごとにわかりやすく配架（子育て支援コーナー）し、子育てサークルなどの情報コーナーも設置する。

(エ) 行政情報支援

国、県及び市町の行政機関が有する情報や、法規集、白書、統計集及び雑誌など、行政に携わる職員や議会議員などの政策立案や事業企画に役立つ参考資料や、その他必要な資料及び情報を収集し、提供する。

また、県民市民の生活課題や問題を解決する際の行政手続きに関する情報や、関係機関を紹介するなどの支援を行う。

(5) 対象別サービス

(7) 乳幼児サービス

赤ちゃん絵本など乳幼児向けの資料の収集に努め、乳幼児コーナーを充実させるとともに、親子で楽しめる読み聞かせなどのイベントを開催する。また、乳幼児を連れた利用者でも気軽に図書館が利用できるよう配慮する。

(イ) 児童サービス

児童書は*全点購入し、幅広い資料を提供するとともに、児童書コーナーの充実を図る。司書と図書ボランティアとが協働し、読み聞かせ等のイベントを行う。また、学校図書館で不足する資料を司書教諭や学校司書の相談に応じて貸し出し、学校図書館運営の手助けとなる運営プログラム等の作成及び提供サービスを行う。



(ウ) 青少年サービス

図書館利用及び読書習慣維持のために、幅広い種類の資料を収集及び提供し、また、若者が興味を持つような視聴覚資料についても、幅広く収集及び提供する。

(エ) 高齢者及び障害者サービス

大活字本や点字図書など、利用者が求める資料を収集及び提供する。また、*対面朗読サービスやレファレンスサービスなどの充実を図り、来館しない(できない)県民市民に対しては、資料の配送を行う。

(オ) 大村市の郷土の歴史と文化に触れられるサービス

現在所蔵している大村に関する郷土資料を提供するとともに、可能なものから電子化を行う。また、一体型図書館に併設する*大村市立史料館と連携したレファレンスサービスやイベントの共同開催等を行う。

さらに、ミニコンサート、写真展及び絵画展などを開催し、さまざまな文化に触れられるようにする。

(カ) 多文化サービス

県民市民に対し、長崎県及び大村市の姉妹都市（友好都市）を中心にした資料を提供するとともに、県内に在住する外国人のために、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、オランダ語などの言語を使用した資料を提供する。

さらに、国際化が進む現代社会において、異なる文化や歴史を学び、自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、様々な課題解決をするための知識や技能を身につけることが必要であることから、資料や情報を提供するとともに、国際交流員等による講座を開催し、異文化交流を図る。

(6) 情報サービス

(ア) データベースの提供

ビジネス支援及び産業支援などの課題解決支援に有用性の高いデータベースを提供するとともに、求められる様々な情報を迅速に提供できるよう、各種データベースの充実に努める。

また、講習会の開催や調べ学習コンクールなどを行い、データベースをはじめとする資料の活用を促進する。

(イ) 電子資料の提供

著作権の問題がない資料、若しくは著作権が県及び市に帰属するものを電子化し保存するとともに、一般の利用者をはじめとして、離島など遠隔地の在住者や高齢者及び障害者など、図書館へ来館しない（できない）県民市民に対しても、インターネットを通じて資料が閲覧できるサービスを提供する。

(ロ) 電子書籍の提供

近年、電子書籍の個人利用が進んでおり、将来的には公共図書館においても導入が進む可能性があるため、一体型図書館としてもこうした動きに対応できるよう環境整備を行う。

(ハ) 館内蔵書検索及び横断検索

館内には、タブレット端末等を活用した案内システムを整備し、利用者が探している資料の位置を表示することで、利便性を向上させ、開架スペースを合理的に使用できるようにする。

また、一体型図書館、郷土資料センター、県内の市町立図書館及び県内の大学図書館の蔵書が一度に検索（横断検索）できるサービスを提供し、資料の相互貸借を実施する。（※長崎図書クロスねっと）

(7) 資料の収集

(ア) 県立図書館の資料収集方針

専門的及び学術的な資料、市町立図書館では購入が困難な高額な資料を重点的に収集するとともに、児童書は全点購入を行い、協力貸出等で市町支援を行うための資料

を市立図書館と調整しながら購入する。

また、県内図書館の情報ネットワークの中心拠点として、市町立図書館や大学図書館と情報の共有を進めるとともに、国立国会図書館、他県の図書館など、県内外の関係機関と連携し、様々な情報収集に努める。

(イ) 市立図書館の資料収集方針

市民ニーズが高いものを、県立図書館が行う協力貸出を考慮し、調整しながら網羅的に収集する。また、大村に関する郷土資料については、随時収集する。

(ウ) 選書方法

効率的な*選書を行うため、県立図書館の職員と市立図書館の職員が協力して、一体型図書館に必要な資料の選書を行うこととする。市民ニーズが高い資料を優先して市立図書館の職員が選書を行いながら、県立図書館の職員は、協力貸出等を考慮して市町で購入が困難な高額な資料など、県立図書館として必要と判断するものを選書することで、一体的な蔵書構成とする。

また、過去に出版された貴重な資料で、図書館が所蔵していないものについては、県民等からの寄贈を積極的に受け入れ、資料の充実に努める。

(エ) リクエストへの対応

資料購入の*リクエストについて、市立図書館で対応が困難な資料は、県立図書館で判断のうえ収集する。

(8) 資料の保存

(ア) 県立図書館の資料保存方針

購入や寄贈により収集した資料に加えて、県内の市町立図書館が除籍した資料も受け入れ、できるだけ多くの種類の資料を県内で最低1冊は保存する体制を維持する。

(イ) 市立図書館の資料保存方針

保存の目安を概ね5年間（雑誌及び新聞は2年間）とし、その後必要に応じて県立図書館へ移管する。

(9) 図書館職員等の育成及び研修等

(ア) 市町立図書館職員の研修等

県内の市町立図書館職員の経験に応じた研修を行うとともに、インターネットによる双方向通信機能を活用した遠隔地での同時研修や、各地域へ出向いて行ういわゆる出前研修の開催など、研修の充実に努める。

また、巡回協力車による相談業務のほか、県内市町立図書館を定期的に巡回し、指導助言等を行うとともに、要請に応じた臨時的な訪問にも積極的に対応する。

さらに、必要に応じて関係機関と連携し、司書教諭や学校司書に対する研修の充実に努める。

(イ) 図書ボランティアの研修等

読み聞かせ、*ブックトーク、資料の装備及び修理など、図書ボランティアと協働で行うことができる業務に関する講座を実施する。



(10) その他

(ア) 公共図書館に関する調査及び研究

県民への図書館サービスを充実させるために、県立図書館は、県内の公共図書館が、より豊かで質の高いサービスを地域住民に提供することができるよう、図書館サービスに対する県民のニーズや市町立図書館の運営実態の把握及び分析、図書館サービスを効果的、効率的に行うための調査研究を実施する。

従来の図書館利用者はもとより、これまで図書館をあまり利用しなかった県民の図書館利用が促進されるように、知識基盤社会における今後の図書館の在り方を研究する。

(イ) 図書館活動等の情報発信

県市や図書館の広報誌、ホームページ及び*ソーシャルメディアなどで、図書館で行うイベント情報やニュース等を発信する。

また、県民市民が図書館を身近に感じ、利用したくなるようなサービスを展開し、積極的に情報発信を行っていく。

第3章 県立図書館郷土資料センター（仮称）

1 役割と機能

県立図書館*郷土課では、県内の各地域に関する歴史、産業及び文化などを題材とする資料や、県及び市町発行の行政資料、教育資料のほか、県内の企業、団体及び個人などが、出版または刊行した資料等を収集及び保存しており、本県郷土に関する歴史的及び学術的情報を後世に伝えていくという重要な役割を担っている。そのため、現在の郷土課の役割と機能を担う郷土資料センターにおいては、隣接する長崎歴史文化博物館と連携しながら、長崎学資料をはじめとする郷土に関する資料の収集や提供などの拠点施設のひとつとして、本県の文化活動の更なる振興及び発展を図り、県内外に長崎県に関する情報を発信する。

(1) 映像等資料の収集、提供及び保存

郷土資料センターでは、新たに長崎県に関する映像等資料の収集も行っていく。個人や報道機関等が所有する当時の記録は、再び撮影や録音ができない貴重な価値を持つ資料である。具体的には、県内地域の風景、風習及び出来事などを題材とした映像や写真、県内の各地域に伝わる歌などの音源を収集し、郷土資料の充実を図っていく。

収集した映像等資料については、県民の利用に供するとともに、可能な限り*デジタルアーカイブとして広くインターネットを通じて提供していく。

また、科学技術の進歩によって、将来、収集当時の記録媒体の利用が困難になることが予想されることから、映像等の記録媒体の変化に対応した更新を行っていく。

なお、映像等資料の収集にあたっては、県民の利用に供することを前提として、個人や企業、団体等からの寄贈等を受ける際に課題となる著作権や肖像権について、承諾が得られたものを収集する。

(2) 長崎歴史文化博物館との連携

郷土資料センターでは、長崎学をはじめとする県内各地域の歴史や文化の研究活動等を支援するため、郷土資料を収集及び保存し、その資料を積極的に提供することはもとより、長崎学の研究拠点である長崎歴史文化博物館と連携しながら資料を活用することで、一体となって長崎学の振興及び発展を図る。

資料の利用やレファレンスサービスについては、利用者の利便性を考慮した取扱いとなるよう、長崎歴史文化博物館と相互連携体制を整備するとともに、活動環境についても、利用者や各種団体が調査及び研究し、成果の発表ができる場を提供することにより、本県における歴史研究や文化活動の活性化が図られるよう努める。

(3) 一体型図書館のサテライト機能

郷土資料センターには、一体型図書館のサテライトカウンターを設置する。サテライトカウンターでは、一体型図書館の資料の検索、閲覧、貸出及び返却や、レファレンスサービスができるようにするとともに、一体型図書館との間での資料の配送体制を整備する。また、予約資料の円滑な貸出ができるように予約棚や自動貸出機を設置する。

2 事業計画

(1) 来館者へのサービス

(7) 開架及び閲覧

県内の各地域における歴史や文化に関する資料等を配架するとともに、利用者が調査及び研究を行うための閲覧スペースを設ける。

また、長崎県に関する映像等資料についても、視聴できる機材やコーナー等を整備する。

なお、郷土に関して興味関心が持てるよう、本県出身の作家や本県にゆかりのある作家の原稿や書籍類など、貴重な資料の展示を行うこととする。

(イ) 資料の貸出及び返却

郷土資料センターの利用者カードは、一体型図書館の利用者カードと共通のカードとする。また、一体型図書館と同様、利用者が気軽に資料の貸出及び返却処理ができるように、自動貸出機などを導入する。

返却は、カウンターのほか、返却ポストを設置し、閉館時でも利用者が返却できるようにする。

(ウ) レファレンスサービス

窓口カウンターにレファレンスコーナーを設けて、サービスを実施する。

また、直接来館しない（できない）利用者については、電話やインターネット等でのレファレンスも受け付ける。

郷土資料センターでは、長崎県に関する情報についての問い合わせや相談等に対応できる職員を配置し、利用者に対するサービスの向上を図る。

(エ) 資料の予約及び取置サービス

一体型図書館と同様、資料の予約については、来館時に受け付けるほか、インターネットによる予約ができるようにするとともに、予約資料の取置サービスを行う。

また、窓口カウンター付近に予約資料の受取ができる専用のスペースや、自動貸出機を設けて利便性の向上を図る。

(2) 館内サービス

(7) 館内インターネット環境の提供

館内でインターネットを活用して、調べもの等ができる環境を整備する。

(イ) 多目的室等の利用

郷土資料に関するグループ等での研究、調査、映像等資料の上映・鑑賞及びボランティア活動など様々な利用目的に対応できるように施設及び設備を整備する。

(ウ) 交流、飲食スペースの提供

自動販売機コーナーや、利用者が飲食できるスペースを確保する。

(イ) 講座及び講演会の実施

県内の歴史、産業、文化など、長崎県に関する題材をテーマとした講座、講演会等を開催する。



(3) 支援拠点としてのサービス

(ア) 協力貸出

一体型図書館と同様、県内の市町立図書館からの求めに応じて、資料を貸し出す。

(イ) 協力学問サービス

一体型図書館と同様、郷土資料センターは、市町立図書館で対応が困難な問い合わせや相談について、市町立図書館の求めに応じて、電話やインターネット等で回答を行う。

また、市町立図書館に対する協力学問サービスについては、一体型図書館と調整しながら、迅速かつ正確な学問サービスができる体制を構築するとともに、職員の高質向上を図る。

(ウ) インターネットによる図書貸出予約及び配送サービス

一体型図書館と同様、自宅等からインターネットにより資料の貸出予約ができるシステムを整備し、県内の市町立図書館で資料の受取を可能にする。

また、障害者ふれあいブックメールサービス（無料）のほか、離島や遠隔地の利用者及び高齢者など、図書館へ来館しない（できない）利用者に対し、インターネットにより予約を行った資料を自宅まで配送するサービス（有料）を行う。

(エ) 学校図書館支援

現在、郷土課が行っている「※郷土学習セット」の団体貸出を行う。また、教職員の教材研究や児童生徒の学習に活用できるよう、郷土資料センターが収集、保存している長崎県に関する情報を提供する。

(オ) 県内の市町立図書館等への配送等

一体型図書館と同様、県内の市町立図書館や大学図書館に対して、宅配便による週3回の配送を行う。

一体型図書館と同様、本土地区の市町立図書館等に対し巡回協力車を運行し、週1回（現行は隔週）の資料の配送を行う。

(4) 課題解決支援サービス

(ア) 地域情報支援

郷土資料センターは、長崎県に関する資料として、長崎県内の自然環境、気候風土、産業、観光、文化、民俗、歴史等に関する情報のほか、長崎県内の地域住民、企業、団体等が発行している一般的に流通していない資料などを収集し、提供していく。

郷土資料センターでは、利用者が、これらの資料や情報を、長崎県に関する調査、研究、観光や文化活動等を通じて自らの知識や情報として活用できるよう、長崎県内の情報提供や地域文化の発信を行う。

(5) 情報サービス

(ア) データベースの提供

一体型図書館で利用できるデータベースについては、郷土資料センターにおいても利用できるような環境を整備する。

(イ) 電子資料の提供

一体型図書館と同様、著作権の問題がない資料、若しくは著作権が県に帰属するものを電子化し保存するとともに、一般の利用者をはじめとして、離島など遠隔地の在住者や高齢者及び障害者など、図書館へ来館しない（できない）県民に対しても、インターネットを通じて資料が閲覧できるサービスを提供する。

また、映像等資料についても、可能な限り、デジタルアーカイブとしてインターネットを通じて提供する。

(ウ) 電子書籍の提供

近年、電子書籍の個人利用が進んでおり、将来的には公共図書館においても導入が進む可能性があるため、郷土資料センターとしてもこうした動きに対応できるよう環境整備を行う。

(エ) 館内蔵書検索及び横断検索

館内には、パソコン等端末を活用した蔵書検索システムを整備し、利用者が簡単に資料を探ることができるようにする。

また、一体型図書館、郷土資料センター、県内の市町立図書館及び県内の大学の蔵書が一度に検索（横断検索）できるサービスを提供し、資料の相互貸借を実施する。（「長崎図書クロスねっと」）

(6) 資料の収集

(7) 資料収集方針

郷土資料センターは、長崎県に関する資料、行政、観光、教育、産業、ビジネス、スポーツ等に関する地域資料及び長崎ゆかりの文学に関する資料の収集を行う。

また、利用者の利便性の向上に配慮し、郷土に関する調査及び相談資料の充実を図るとともに、本県と歴史的にも交流が深い中国、韓国及び東アジア等の近隣諸国に関する資料で、長崎県との関わりのあるものについても収集する。

さらに、県内地域の風景、風習、出来事などを題材とした映像や写真、県内の各地域に伝わる歌などの音源等、長崎県に関する映像等資料を収集する。

(4) 選書方法

様々な情報を基に、県内各地域の郷土に関する資料を収集するとともに、一体型図書館と連携を取りながら、効率的な選書を行う。

また、過去に出版された貴重な資料で、図書館が所蔵していないものについては、県民等からの寄贈を積極的に受け入れ、資料の充実に努める。

(7) 資料の保存

(7) 資料保存方針

郷土資料は、原則同一資料を3冊受け入れることとし、1冊を保存用、他は貸出用及び館内閲覧用として提供する。資料が1冊の場合は、その状態が良いものについては館内閲覧とし、状態の悪いものは保存用とする。

また、映像等資料については、将来、収集当時の記録媒体の利用が困難になることが予想されることから、映像等の記録媒体の変化に対応した更新を行い、保存していく。

(8) その他

(7) 図書館活動等の情報発信

一体型図書館と同様に、県市や図書館の広報誌、ホームページ及びソーシャルメディアなどで、図書館で行うイベント情報やニュース等を発信する。

また、日常において、図書館を身近に感じ、県民市民が利用したい図書館であるために様々なサービスを研究し、積極的に情報発信を行っていく。

3 公文書コーナーの設置について

県総務部では、平成12年に制定した「歴史的文書等の収集及び保存に関する要領」の中に27項目の収集基準を定めて、保存期間が満了した文書のうち歴史的、文化的価値を有すると認められるものを歴史的文書として収集、保存している。

平成25年3月末時点で、約5,900冊の歴史的文書を長崎市鳴滝の旧県立女子短期大学の施設に保存しているが、この施設については老朽化や耐震性の問題があり、長期的な利用が困難であるため、郷土資料センター内に「歴史的文書」の保存スペースを確保する。

また、この歴史的文書を県政の歴史を伝える県民共有の貴重な財産として、広く県民に公開していくこととし、サービスの充実を図るため、郷土資料センターと歴史的文書の利用に関する受付の窓口及び閲覧スペースの共用化を図る。

さらに、今後、文書ファイルの中に収められている個々の文書の件名リストを整備したうえで、ホームページを活用したインターネットによる検索機能の付加や利用手続の円滑化のための関係規程の整備等、歴史的文書をより広く県民の利用に供するための効果的な運用について検討を行っていく。



第4章 一体型図書館及び郷土資料センターの連携及び運用

両館（一体型図書館及び郷土資料センター）は、県民の利便性を確保するため、次のとおり連携しながらサービスを提供する。



1 連携及び運用の内容

(1) サテライトカウンターの設置

郷土資料センターの窓口カウンターは、一体型図書館のサテライトカウンターの機能を持たせて一体型図書館との定期的な資料の配送体制を整備し、一体型図書館にある資料の貸出や返却を行う。

(2) 図書館ネットワークシステム

蔵書検索システムは、両館の蔵書を一括して検索できるシステムとする。併せて横断検索システムでも一体的に検索できるシステムとする。

(3) レファレンスサービス

両館におけるレファレンスは、どちらの館でも両館の資料に対応できるよう、レファレンス事例集を充実させるとともに、利用者が求める情報を得やすくするために*パスファインダーを整備する。

また、一方の館で対応できない場合でも、両館が連携してレファレンスサービスにあたることのできるよう、インターネットによる双方向通信機能を活用した情報通信システム等を整備する。

(4) 市町立図書館の支援

市町立図書館への協力貸出、協力レファレンスサービス及び市町立図書館職員への研修や指導などについて、両館が連携して市町立図書館支援ができる体制を整備する。

(5) 協力貸出

市町立図書館への協力貸出については、両館の資料を合せて、宅配便や巡回協力車により行う。

(6) 資料の電子化

著作権の問題がないものから、資料の電子化を積極的に行い、両館から閲覧できる体制を整えるとともに、可能なものはインターネット上で公開するなど、外部からも気軽に閲覧できるようにする。

(7) 企画展等の開催

両館において、企画展示や学習講座及び講演などを連携して実施する。

(参考) 新しい図書館におけるサービスの利用

両館におけるサービスの利用は次のようになる。

- 県立図書館と市立図書館を合わせた数多くの資料を一体的に利用できる。
- 図書館職員による資料調査や相談といった、専門的なサービスを受けられる。
- 映像や電子化された資料を利用できる。
- 図書館が収集している長崎県の産業等に関する様々なデータを利用し、ビジネス等に役立てることができる。
- 県内の各種研究機関等の研究成果や、関係する情報を図書館で利用できる。
- 図書館が収集している郷土資料を利用し、郷土についての知識を深められる。



来館する利用者向けに実施するサービス例		来館しない(できない)利用者向けに実施するサービス例	
資料の貸出及び返却	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立図書館、市立図書館を区分しない貸出サービス ・ 貸出及び返却処理の自動化サービス ・ 映像等資料の視聴サービス 	資料の貸出及び返却	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立図書館、市立図書館を区分しない貸出サービス ・ 県内の市町立図書館での貸出及び返却サービス
レファレンスサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊富な資料を活用したサービス ・ 歴史文化博物館と連携したサービス ・ 市立史料館と連携したサービス 	レファレンスサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話やインターネットによるサービス
資料の予約及び取置サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットによる予約受付サービス ・ 予約資料の取置サービス 	資料の予約及び取置サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットによる予約受付サービス ・ 県内の市町立図書館での貸出及び返却サービス ・ 自宅等への配送サービス
館内インターネット環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 館内無線LANサービス 	県内の教育機関への貸出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括貸出サービス ・ 学校図書室への貸出サービス
電子資料(書籍)の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯端末による閲覧サービス 	電子資料(書籍)の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットによる閲覧サービス
多目的室等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書ボランティア等への貸出サービス ・ 郷土資料等研究グループ等への貸出サービス 	巡回協力車の運行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の各図書館への資料の配送サービス
カフェ等交流スペースの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫茶及び軽食スペースの提供サービス ・ 交流スペースの提供サービス 	横断検索	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎図書クロスネットサービス
講座及び講演会	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動のための講座の開催 ・ 図書館活用講座、IT講座などの開催 	大村市内の図書室との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館等の各図書室での本館資料の貸出及び返却サービス
データベースの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ データベースの提供サービス ・ データベースの活用事例等講習会の開催 	大村市内の広域支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動図書館車の運行 ・ 大村市内の主要な公共施設への返却ボックスの設置

第5章 業務区分と運営体制

1 業務区分

県立図書館及び市立図書館の業務区分は、概ね下記を基本とする。

※共通業務のうち、県市のどちらかが主体性を持って業務にあたる項目については「◎」で示しているが、業務の一元化などの詳細について、開館までに県市で協議を行い決定する。

※県立図書館及び市立図書館の独自業務は、どちらか片方に「◎」がある項目とする。

区 分				業務区分		
大項目	中項目	小項目	県立	市立		
図書館サービス	直接サービス	貸出、返却及び配架処理		○	◎	
		レファレンスサービス		○	◎	
		各種個別サービス	講座、講演会及び読み聞かせ会等の企画、開催		○	◎
			視聴覚障害者向けサービス		○	○
			課題解決支援サービス		◎	○
			各種研究機関等との連携		◎	○
	電子書籍、電子資料の提供		◎	○		
	インターネット予約による貸出	直接来館者への取置		○	◎	
		資料の配送サービス		◎	○	
	資料収集	資料の選書	一般資料等（一般書、児童書等）		○	○
長崎県（各市町）に関する資料（映像等資料を含む）			◎			
大村に関する郷土資料				◎		
資料の購入		○	○			
資料購入のリクエスト対応（受付、選書及び購入）		○	○			
市町立図書館等除籍資料の受入		◎				
寄贈資料（上記除く）の受入		○	○			
データベースの購入		◎	○			
電子書籍の購入		◎	○			

区 分				業務区分		
	大項目	中項目	小項目	県立	市立	
	図書館サービス	資料収集	資料の電子化		◎	○
資料の除籍			○	◎		
蔵書点検、購入資料装備、修理			○	○		
資料保存			◎	○		
市町立図書館の支援		県内市町立図書館への協力貸出		◎		
		県内市町立図書館への相互貸借			◎	
		協力レファレンスサービス		◎		
		市町立図書館職員への研修、指導助言等		◎		
		県内横断検索システム及び資料配送システム（長崎図書クロスねっと）の運用		◎		
市町立図書館以外への支援等		大学図書館との連携	相互貸借の実施		◎	
			県内横断検索システム及び資料配送システム（長崎図書クロスねっと）の運用		◎	
		学校教育等支援	県内の教育機関等への一括貸出		◎	○
			司書教諭、学校司書の育成、支援		◎	○
		（大村市内）公民館等図書室との連携			◎	
		（大村市内）移動図書館車の運行			◎	
	読書グループ等への団体貸出		○	○		
	図書ボランティアの育成、支援		○	○		
情報発信			○	○		
内部事務等	その他	図書館情報システム等の運用		○	○	
		図書館運営計画の企画、立案		○	○	
		職員の配置計画及び勤務計画		○	○	

2 運営体制

(1) 組織

<組織体制方針>

- 図書館サービスの根幹に係る業務は、県及び市の直営とし、その他の業務は外部化を行う。
- 一体型図書館の運営にあたっては、県立図書館及び市立図書館が、一体的に運営できる組織づくりを行う。
- 一体型図書館及び郷土資料センターが、連携してサービスを提供できる体制づくりを行う。

両館を運営していくうえで、県立図書館及び市立図書館の果たすべき役割と機能を最大限に発揮していくためには、それぞれの業務分担を明らかにした体制づくりが必要であるため、組織の在り方については、*協議会方式など地方自治法に則った方法等により、県市で協議のうえ決定する。

また、インターネットによる双方向通信機能等を活用した情報通信システムの整備によって、両館の連携を緊密に行う。

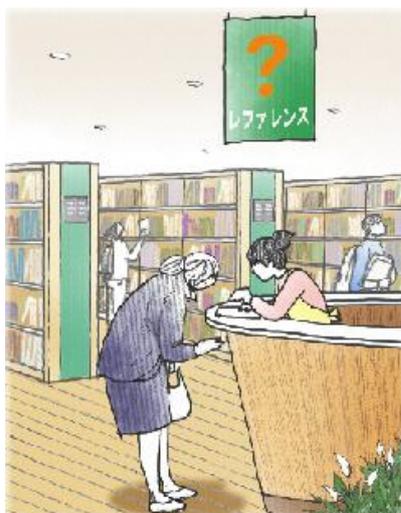
(2) 職員

両館における各部門の業務内容は概ね下記のとおりであり、県立図書館及び市立図書館の職員をそれぞれの部門ごとに配置し業務を行う。

また、司書及び司書補の資格を有する職員の配置に努め、映像等の専門的な知識を有する職員の配置を検討する。

部 門	主 な 業 務 内 容	
直 接 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 資料の配架 ➤ 資料の貸出、返却処理 ➤ 利用者登録 ➤ レファレンスサービス ➤ パスファインダー作成 ➤ リクエスト受付 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 予約サービス ➤ 対面朗読サービス ➤ 視聴覚サービス ➤ 資料複写サービス ➤ 多目的室等貸出サービス
資 料 収 集、 保 存	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 資料の選書 <ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体の各資料 ・データベース ・映像等資料(視聴覚資料含む) ➤ 資料の購入 <ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体の各資料 ・データベース ・映像等資料(視聴覚資料含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 情報の収集 ➤ 資料の電子化 ➤ 資料の装備 ➤ 資料の修理 ➤ 蔵書点検 ➤ 除籍資料の受入 ➤ 書誌情報管理

部 門	主 な 業 務 内 容	
企 画	<ul style="list-style-type: none"> ➤ イベント企画及び開催 <ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ ・講座、講演会 ・展示会等 ➤ 広報の企画及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 出前講座サービス ➤ 庁内（県・市）関係部署との調整 ➤ ボランティアとの調整
広 域 支 援	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 協力レファレンスサービス ➤ 協力貸出サービス ➤ 相互貸借サービス ➤ 団体貸出サービス ➤ 一括貸出サービス ➤ 資料配送サービス ➤ 大学図書館との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 専門機関との連携 ➤ 市町立図書館員の研修、指導 ➤ 司書教諭、学校司書及びボランティアの育成及び支援 ➤ 市内図書室との連携 ➤ 巡回協力車、移動図書館車運行
総 務	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 総合運営計画策定 ➤ 人事管理 ➤ 予算、決算等財務 ➤ 現金、物品等出納 ➤ 情報システム管理 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 庶務、文書管理 ➤ 館外の関係機関との連絡調整 ➤ 市町立図書館との連絡調整 ➤ 実習生、見学等の受入



(3) 運 営

両館においての運営に関する各事項等については、概ね下記を基本に検討する。

(7) サービス規定の統一化

両館における利用者サービス規定の統一を図る。

- ・ 休館日、開館時間
- ・ 貸出期間、貸出冊数等

(イ) 情報システムの取扱い

両館で情報の一元化を図り、誰にでも使いやすいシステム及び職員間の情報の共有化を図ることができるネットワークを整備する。

① 利用者サービス

- ・ 両館の※ポータルサイト（携帯電話、スマートフォン、タブレット対応）を整備し、一度のアクセスで両館の情報が得られるように情報の一元化を図るとともに、多様な言語にも配慮する。
- ・ ※図書館情報システムについては、両館と大村市内の各図書室まで含めて一体的に管理及び運営するため、書誌情報等の一元化を図る。
- ・ ※ICタグによる貸出等の自動化処理に対応する。また、資料情報を書き込むことで、携帯端末から資料情報の閲覧が可能なシステムを検討する。
- ・ 新刊情報、予約ランキング情報及びイベント情報等の情報発信を行う。
- ・ 各専門機関とのネットワークを構築する。



② 業務運営

- ・ 両館の※グループウェアを構築し、業務情報等の共有化を図る。
- ・ 利用者が使用するインターネットと、業務で使用する※イントラネットを区分したネットワークシステムを整備するとともに、回線を複数整備するなど、故障等の非常時でもサービスが停止しないように配慮する。
- ・ 大容量無線LANの導入及びタブレット端末の貸出により、パソコンの配置台数を最小限に抑え、開架スペースの配置変更に柔軟に対応する。
- ・ タブレット端末を図書館情報システムと連動させ、レファレンスサービスに活用する。
- ・ ICタグ導入による盗難防止装置（BDS）及び蔵書点検への活用など、業務の効率化を図る。

③ 共通事項

- ・ 不正侵入防止及びウイルス対策など個人情報保護を適切に行う。
- ・ 停電及び災害等によるシステム障害に迅速に対応できる体制を確保する。
- ・ 自然災害等に備えたデータ等の管理に配慮する。

(ウ) イベントの企画立案の一体化

イベントの企画立案は、県立図書館及び市立図書館がそれぞれのノウハウを持ち寄り一体的に行う。

- ・ 講座及び講演会
- ・ 読み聞かせの会
- ・ 企画展示会等

(エ) 駐車場及び駐輪場の取り扱い

駐車場及び駐輪場は図書館利用者に支障のないように運営する。

- ・ 目的外使用を防ぐための措置を行う。
- ・ 県立図書館及び市立図書館の区分は行わない。
- ・ 近隣の民間駐車場を考慮した料金設定を検討する。

(オ) 図書館サービスの根幹に係る業務以外の取り扱い

図書館サービスの根幹に係る業務以外については、外部化する。

- ・ 施設の維持管理業務（清掃、警備及び施錠管理等）
- ・ 駐車場及び駐輪場の管理
- ・ カフェスペースの運営等

第6章 施設概要

1 建築方針

(1) 一体型図書館及び郷土資料センターの共通の考え方

(ア) 災害への備え

- ・ 災害時にも安全を確保できる施設として機能するようにする。
- ・ 収蔵物に応じて、停電時にも一定時間対応できるように自家発電装置を整備する。
- ・ 建物、書架等には耐震対策を施す。
- ・ 資料保存スペースについては、結露防止、防カビ、防虫等の対策を施す。
- ・ 収蔵物に応じて、消火設備は、資料及び機器類への影響を最小限にするように配慮する。

(イ) 障害者等対応（ユニバーサルデザイン）

- ・ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「長崎県福祉のまちづくり条例」などを遵守し、年齢、性別、能力、国籍などの違いにかかわらず、誰もが自由に行動でき、安全で快適に過ごすことのできる*ユニバーサルデザインの考え方に沿った、利用しやすい施設を目指す。
- ・ トイレは、オストメイト（人工こう門等）対応設備、子ども用のもの等を設置するなどの配慮を行う。

(ウ) 周辺のまちづくりや景観への配慮

- ・ 一体型図書館については、市の中心市街地の交流人口の拡大を図るために、周辺の道路等と一体的に整備する。
- ・ 計画地周辺のまちなみと調和した形状、色彩等となるように配慮し、外部空間や遊歩道などと一体的に整備することで周辺との融合を図る。

(エ) 環境への配慮

- ・ 太陽光発電システムや自然光の利用などの自然エネルギーの利用や、省エネ型の機器の導入及び屋根や外壁等の断熱性の向上を行い、施設の維持管理に要する費用を軽減し、環境に配慮した施設を目指す。

(オ) 地場産材の活用

- ・ 内装等への地場産材（長崎県産材）の活用について配慮する。

(カ) 共用スペースのあり方

- ・ エントランスには、総合案内を置き、利用者の基本動線に配慮する。多くの人々が集う空間として、幅広く活用できる交流スペースとする。
- ・ 授乳ができるスペース、携帯電話等が使用できるスペース、談話などができるスペースを設ける。

(キ) 館内情報システム

- ・ 利用者への情報提供のシステムについては、障害者等を含め、様々な利用者が望む情報を分かりやすく提供できるように整備する。

(ク) その他

- ・ 施設は、運営及び管理が容易な動線計画や、収蔵される貴重品に応じて、セキュリティゾーンを構成する
- ・ ※サイン計画は、分かりやすい図表示、多様な言語にも配慮した表記を行う。また、色彩計画においても視認しやすい色の選定に努める。

(2) 一体型図書館と大村市立史料館

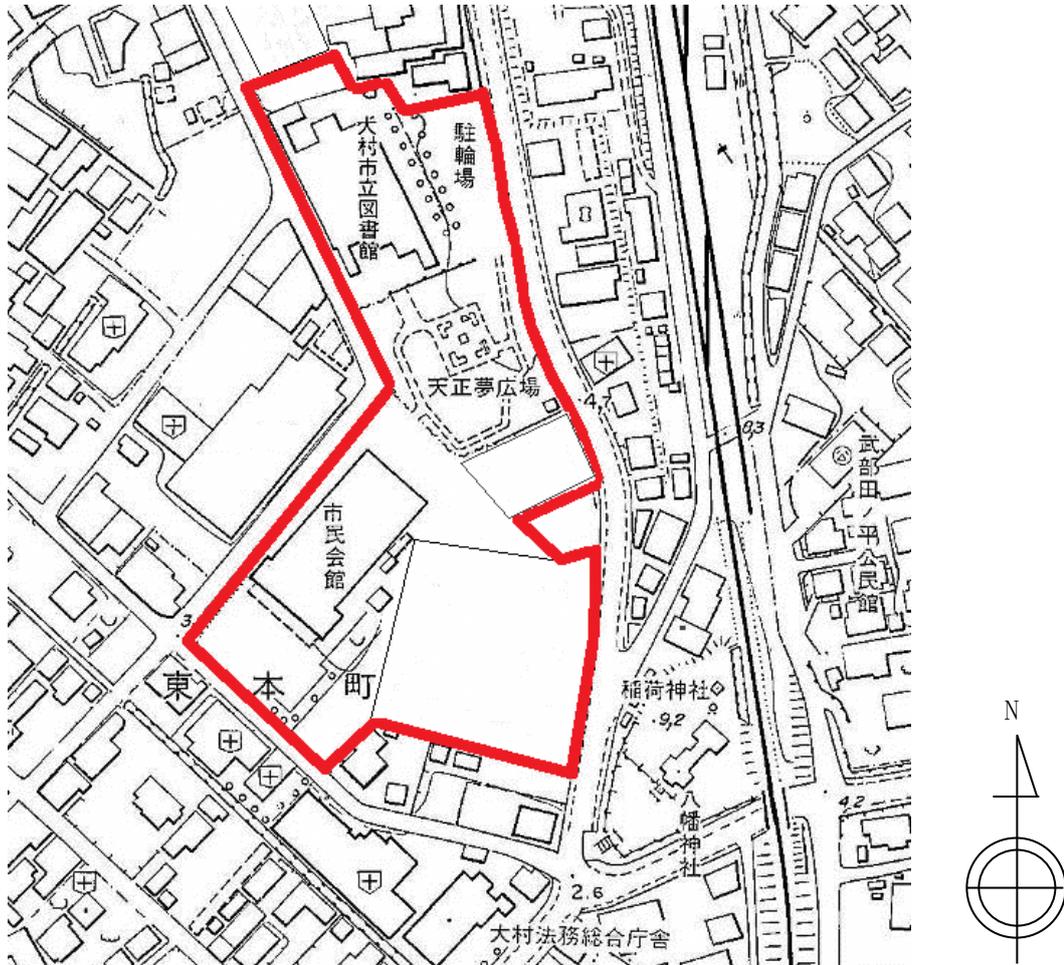
現在の市立図書館は、大村市立史料館との複合施設であるため、一体型図書館の整備にあたっては、大村市立史料館を一体型図書館に含めて整備する。



2 建設場所

「県立・大村市立一体型図書館及び郷土資料センター」（仮称）の計画地の概要は以下に示すとおりである。

(1) 一体型図書館



<計画地>

大村市東本町 513、574、493、488、170-1、481 番地

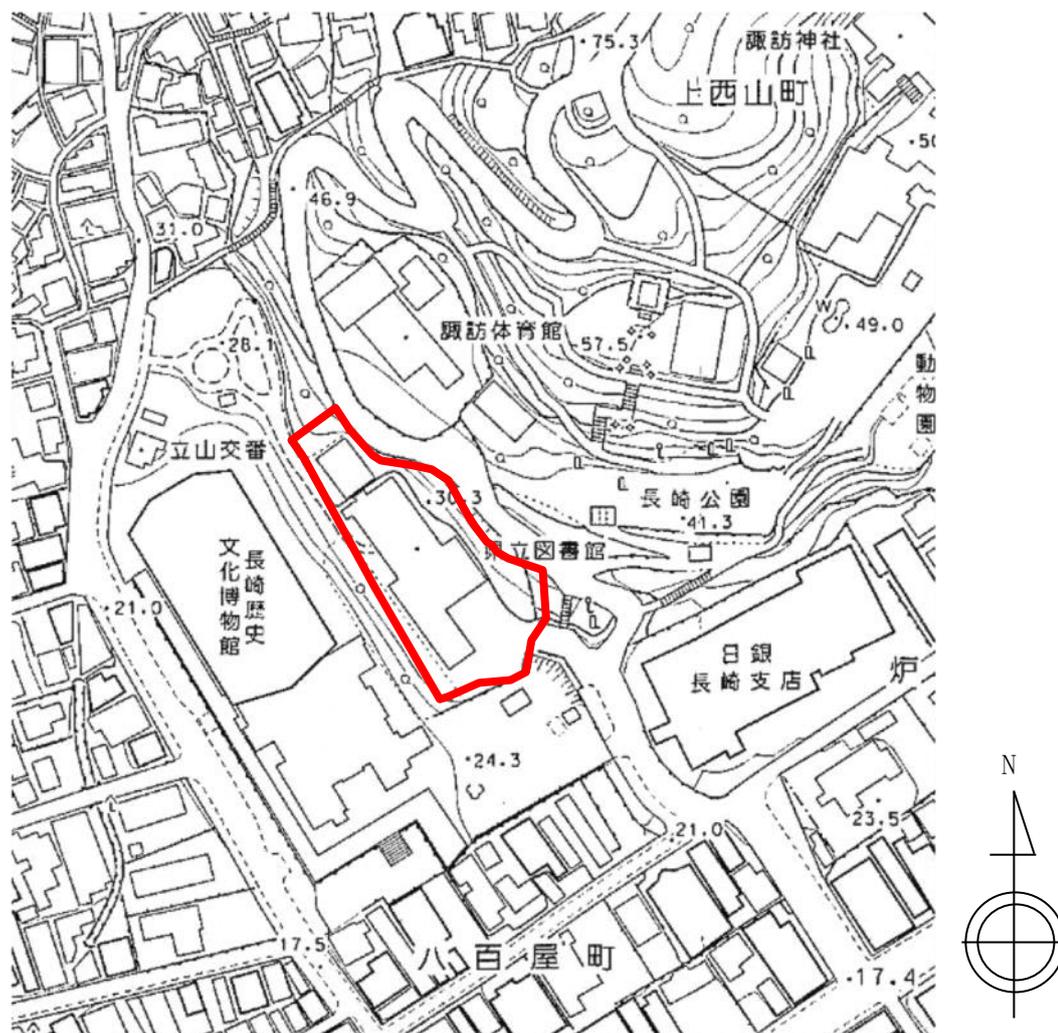
<用途地域など>

商業地域
準防火地域
容積率：400%
建ぺい率：80%
ハザードマップにおける浸水区域外

<敷地面積>

18,029 m²

(2) 郷土資料センター



<計画地>

長崎市立山1丁目2番地1

<用途地域など>

第一種住居地域
準防火地域
容積率：200%
建ぺい率：60%
ハザードマップにおける浸水区域外

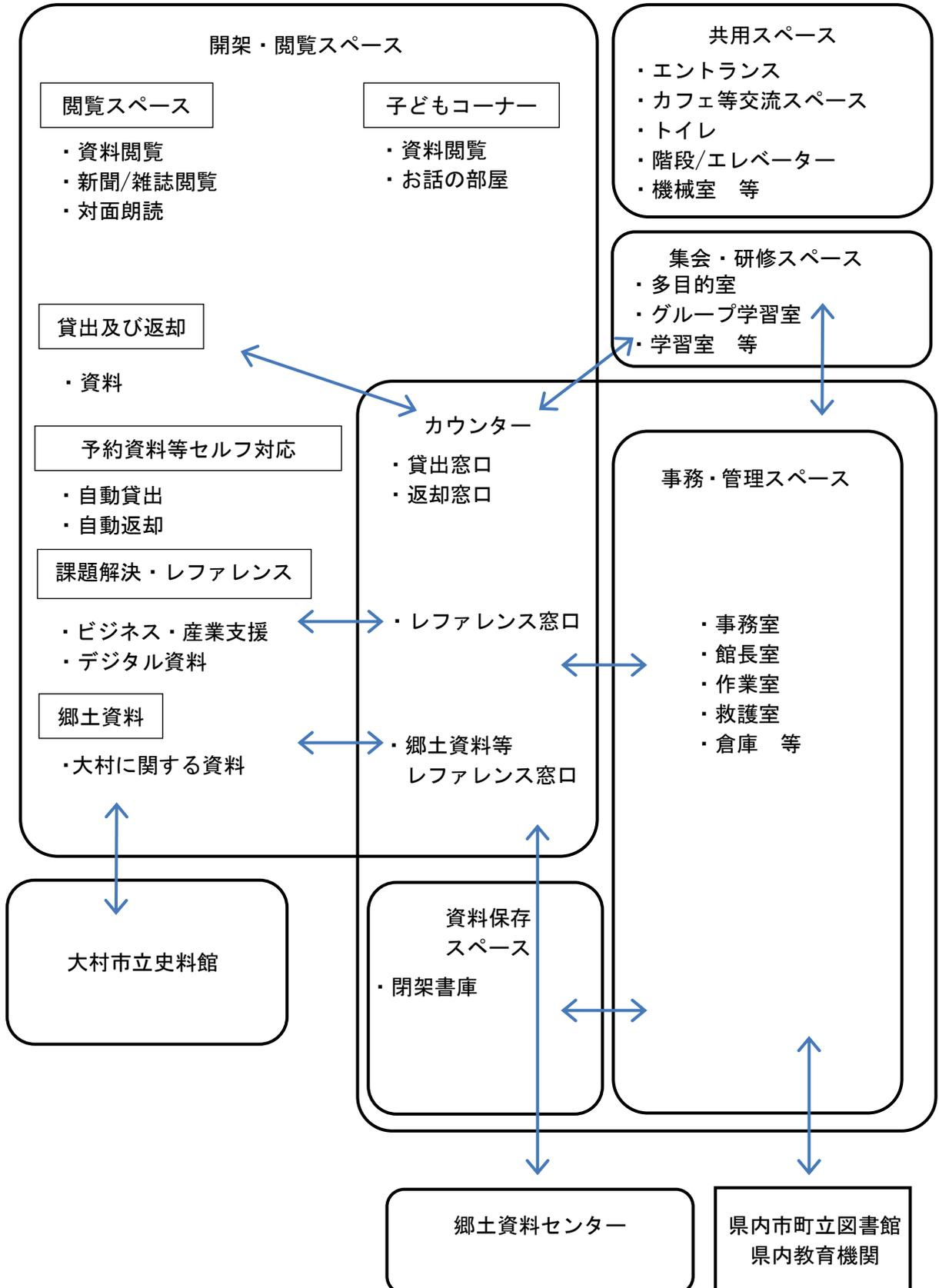
<敷地面積>

3,798 m²

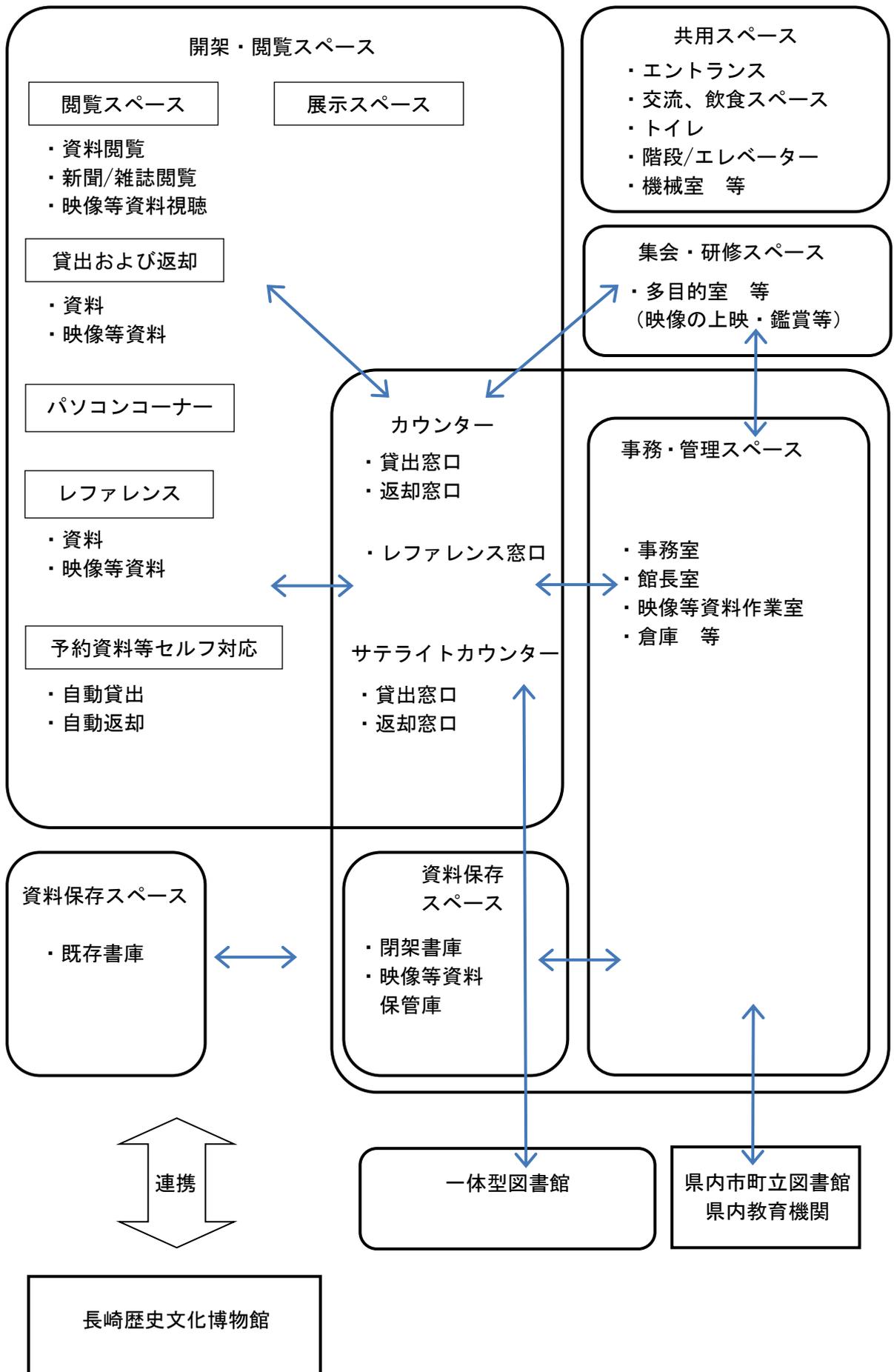
3 構成と規模

(1) 施設の構成

(7) 一体型図書館の各スペースの連携のイメージ



(イ) 郷土資料センターの各スペースの連携イメージ



(2) 整備面積

「県立・大村市立一体型図書館及び郷土資料センター」（仮称）の、おおよその整備面積は以下に示すとおりである。

(7) 県立・大村市立一体型図書館（12,000㎡程度）

スペース	内 容	概算面積
開架・閲覧スペース	開架スペース（約25万冊） 貸出及び返却窓口、レファレンス窓口、一般資料開架、子ども室、児童図書研究室（子ども読書活動支援センター）（仮称）、資料閲覧スペース、新聞及び雑誌閲覧スペース、ビジネス及び産業支援サービス（仮称）スペース、対面朗読室、デジタル資料（データベース、視聴覚資料）利用スペース、大村市関係資料（郷土資料）スペース 等	4,000㎡
集会・研修スペース	多目的室（研修・ボランティア活動等）、学習室 等	1,100㎡
資料保存スペース	閉架書庫（約177万冊）	2,600㎡
事務・管理スペース	事務室、館長室、資料整理作業室、配送作業室、救護室、倉庫 等	1,100㎡
共用スペース	エントランス、カフェ、ギャラリー・インフォメーション等交流スペース、コインロッカー、トイレ、階段、エレベーター、機械室 等	3,200㎡
合 計		12,000㎡

なお、一体型図書館と併設する大村市立史料館の整備面積は以下のとおりであるが、今後の設計業務により、共用部分等の精査を行うこととする。

スペース	内 容	概算面積
史料館専有スペース	展示スペース、教育普及スペース、収蔵スペース等	1,200㎡
共用スペース	講座室、搬入口（トラックヤード）、荷解室等	160㎡
合 計		1,360㎡

(イ) 郷土資料センター（2,000㎡程度）

スペース	内 容	概算面積
開架・閲覧スペース	開架スペース（約3万冊） 貸出及び返却窓口、レファレンス窓口、閲覧スペース、 映像等資料利用スペース、展示スペース、新聞及び雑誌 閲覧スペース、パソコンコーナー 等	360㎡
集会・研修スペース	多目的室 等	270㎡
資料保存スペース	閉架書庫（約30万冊） 映像等資料保管庫 等 ○面積には、公文書コーナーの保存スペース（約4万冊 分）を含む。	1,080㎡
事務・管理スペース	事務室、館長室、映像等資料作業室、配送作業室、倉庫、 等	90㎡
共用スペース	エントランス、交流、飲食スペース、コインロッカー、 トイレ、階段、エレベーター、機械室 等	200㎡
合 計		2,000㎡

○資料保存スペース（約34万冊）のうち約15万冊分については、既存書庫（平成7年建設）を活用する。

○隣接する長崎歴史文化博物館と接続させることを検討する。



(3) 駐車場及び駐輪場

(7) 一体型図書館

■ 駐車場

- ・施設の利用者専用、障害者用を含め 200 台程度の駐車スペースを確保する。
- ・上記とは別に業務用車両駐車スペースを設ける。
- ・駐車スペースは、利用者の利便性と安全性、周辺の道路事情、景観、多目的利用、管理方法等を考慮して、動線を確保し、整備を行う。

■ 自動車の進入路及び動線

- ・敷地の出入口は、東側の道路から車両の出入りを行うように検討する。
- ・平面式の駐車場を基本とし、管理しやすい駐車場とする。

■ 駐輪場

- ・100 台（バイクを含む）程度の駐輪場を、周辺の景観と利便性等を考慮して設置する。
- ・駐輪場の方式は、平面式とする。

(4) 郷土資料センター

■ 駐車場

- ・施設の利用者専用、障害者用を含め 20 台以上の駐車スペースを確保する。
- ・上記とは別に業務用車両駐車スペースを設ける。
- ・駐車スペースは、利用者の利便性と安全性、周辺の道路事情、景観、多目的利用、管理方法等を考慮して、動線を確保し、整備を行う。

■ 自動車の進入路及び動線

- ・敷地の出入口は、現在と同じ位置とする。
- ・平面式の駐車場を基本とし、管理しやすい駐車場とする。

■ 駐輪場

- ・20 台（バイクを含む）程度の駐輪場を、周辺の景観と利便性等を考慮して設置する。
- ・駐輪場の方式は、平面式とする。

第7章 整備に関する計画

(1) 整備スケジュール

一体型図書館及び郷土資料センターの最短の場合の整備スケジュールについては、以下に示すとおりである。

(ア) 一体型図書館

基本設計及び実施設計に約1年2か月、建設工事に約1年10か月、開館準備に約6か月となり、入札契約手続きの期間を含めて、最短の場合で平成30年10月の開館を見込んでいる。

(イ) 郷土資料センター

基本設計及び実施設計は一体型図書館と同時に行う。

一体型図書館の建設及び現在の県立長崎図書館からの蔵書等の移転終了後、建物の解体に約5か月、建設予定地の埋蔵文化財調査に約10か月、建設工事に約1か年、開館準備に約6か月となり、入札契約手続きの期間を含めて、最短の場合で平成33年5月の開館を見込んでいる。

<最短の場合の整備スケジュール>

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
一体型図書館		基本計画	基本設計・実施設計	建設工事		○ 開館 H30年10月(予定)			
郷土資料センター		基本計画	基本設計・実施設計			解体工事	埋蔵文化財調査	建設工事	○ 開館 H33年5月(予定)

第8章 参考資料

〔参考資料1〕 新しい県立図書館と市立図書館の役割と機能

（「新県立図書館整備基本方針」及び「新大村市立図書館整備基本方針」より）

公共図書館は図書をはじめとする様々な情報を住民に提供することで、住民の生涯学習を支える重要な施設である。社会の変化や時代の流れとともに公共図書館が担うべき社会的な役割も変化してきた。現在、公共図書館は生涯学習施設であるだけでなく、地域における情報センター、県民市民の課題解決を支援する役割、コミュニティ形成を支援する場としての役割等が求められている。

1 新県立図書館の役割と機能

(1) 役割

- ・ 市町立図書館の支援を通じて、読書環境を充実させ、県民の読書活動を推進する。
- ・ 県内図書館ネットワークの中心として、各図書館や関係機関との連携強化を図り、県民への図書館サービスの向上に努める。
- ・ できるだけ多くの種類の資料を県内で最低1冊は保存する体制を維持し、資料保存センターとしての役割を果たす。

(2) 機能

(ア) 市町立図書館の支援

- ・ 県民への図書館サービスを確保する観点から、各地域で図書館サービスを行っている市町立図書館に対して支援を行う。
- ・ 住民が利用したい資料を市町立図書館が所蔵していない場合に、当該市町立図書館の求めに応じて資料を貸し出す「協力貸出」、市町立図書館での対応が困難なレファレンスサービスについて県立図書館が市立図書館に回答する「協力レファレンスサービス」、市町立図書館職員への研修等を充実させる。
- ・ 県内図書館のネットワークの中心として、各図書館等との連携強化を図り、県内全体の図書館サービスを充実させる。

(イ) 資料の収集

- ・ 市町立図書館に対する支援のため、専門的・学術的な資料や高額な資料などの、市町立図書館では購入しない、あるいはできないような資料について重点的に収集する。
- ・ 県民から求められる様々な情報を迅速に提供できるよう、紙媒体の豊富な資料に加えて、各種データベースなどの充実を努める。
- ・ 業界の動向を注視しながら、今後電子書籍導入に対応できる環境整備を努める。
- ・ 本県に関する郷土資料や郷土出身者に関する資料等について、可能なものから紙媒体の資料の電子化を進め、広く県民に公開できるよう環境整備を進める。
- ・ 本県に関する郷土資料と共に、歴史的にも本県と交流が深い近隣諸国に関する資料についても、長崎県ならではの資料として積極的に収集する。
- ・ 県内地域の風景、風習及び出来事などを題材とした映像等資料（映像、写真、音源）を収集する。

(ウ) 資料の保存

- ・ 県立図書館は購入や寄贈により収集した多様な資料に加えて、市町立図書館が除籍（廃棄）した資料を受け入れ、できるだけ多くの種類の資料を県内で最低1冊は保存する体制を維持し、県内の資料保存センターとしての機能を担う。
- ・ 映像等資料については、県民の利用に供することを踏まえ、電子化して保存していく。

(エ) 来館者サービス

- ・ 県立図書館が所蔵する豊富な資料を開架し、来館者が自由に閲覧できるようにするとともに、資料の貸出しや利用者への直接的なレファレンスサービスを実施する。
- ・ 来館者サービスの実施により、県立図書館職員は選書能力やレファレンスサービスへの対応能力が培われるとともに、利用者が求めているサービスを直接感じ取る能力の維持及び向上につながり、市町立図書館職員への支援及び指導がより実践的で充実したものとなる。

(オ) 県民の読書活動の推進

- ・ 市町教育委員会や市町立図書館とも連携しながら、県内の読書グループや図書館及び学校等で活動する図書ボランティアの育成及び支援が円滑に進むよう努め、読書活動の推進にかかる企画展の開催や広報及び啓発等を通じて、県民の読書活動や子どもの読書活動を推進する。

(カ) 県立図書館が有するネットワークを活用した情報収集・発信

- ・ 県内図書館の情報ネットワークの中核拠点として、県内外の関係機関との電子情報網によるネットワークの整備及び充実を図り、海外も含めた様々な情報の収集及び発信に努める。

(キ) 情報通信技術を活用したサービス

- ・ インターネットを通じた貸出予約制度の導入といった、情報通信技術を活用したサービスの充実に努める。

(ク) 県民の課題解決支援

- ・ 県立図書館が有する豊富な資料や情報を有効に活用し、起業及び経営等のビジネス支援や、医療、健康、福祉及び法務等に関する専門的な情報を積極的に提供するなど、県民の課題解決に役立つ様々な情報提供を行い、幅広い県民のニーズに的確及び迅速に応える、県民を支える図書館を目指す。

(ケ) 各種研究機関等との連携

- ・ 水産業、農林業、工業及び観光などの県内の各種研究機関等が有する情報を収集し、県民に提供するなど、各種研究機関等との連携及び協力を進める。

(コ) 学校図書館等への支援

- ・ 県立図書館による県内の学校教育支援として、県立学校及び私立学校や、市町立図書館を通じた市町立学校への資料提供、調べ学習支援及び教職員の研究調査活動支援等を展開するなど、本県教育活動の活性化につなげていく。

(カ) その他の機能

- ・ 県立図書館の機能を充実させるとともに、県内の図書館活動の振興発展を図るため、図書館サービスに対する県民のニーズや市町立図書館の運営実態の把握及び分析、図書館サービスを効果的、効率的に行うための調査研究など、公共図書館の活動研究に努める。

2 新大村市立図書館の役割と機能

(1) 役割

- ・ 市民のための生涯学習活動の拠点として、市民ニーズに適切に対応し、適切なタイミングで十分な資料を提供する。
- ・ 人と人との出逢いを創出し交流を深めることで、地域の活性化につながる力を生み出す事ができるように、図書館が十分な支援を行う。
- ・ 市立図書館は市民のための図書館であることから、常に市民のニーズを捉えるために、十分な体制を整える。

(2) 機能

(ア) 市民の憩いや交流の場の提供

- ・ 静かに読書や学習ができるスペースを提供しながら、飲食や会話ができるカフェスペースや多目的室などの交流スペースも提供する。
- ・ 施設は開放的な空間としながらも、静かな空間と多少音が出せる空間とが同居できる施設とすることで、誰でも居場所がある施設とする。
- ・ 展示スペースでは、写真展や絵画など様々な企画展示を行う。

(イ) 子どもの読書活動の推進

- ・ 児童図書スペースの設備の充実を図り、子ども向けのイベントを積極的に行う。
- ・ 県立図書館所有の豊富な資料を身近に活用できる利点を生かし、市内小学校、中学校、幼稚園及び保育所等への団体貸出を促進させる。
- ・ 市内の小学校、中学校、幼稚園及び保育園等に司書とボランティアが協働して読み聞かせ等の出前講座を実施し、季節ごとのイベントなども積極的に行う。
- ・ 中高生図書コーナーを充実させるとともに、視聴覚資料コーナーに中高生が好む音楽や映像資料も揃え、図書館利用の促進を図る。

(ウ) 講座、講演会などの開催

- ・ 様々なジャンルの講座及び講演会、読み聞かせと生演奏のコラボレーションや季節に合わせたコンサートなどを開催する。
- ・ 市民交流プラザやこども未来館と連携し、講座及び講演会などを開催することにより、双方の利用者を互いに誘導することで、中心市街地の活性化に繋げられるように努める。

(エ) 学習、創作活動のサポート

- ・ 静かに落ち着いて学習するスペースを提供し、一方ではグループ討議など意見を交わしながら学習ができる多目的なスペースを提供する。
- ・ インターネットを調べもの等に活用するため、タブレット端末を貸し出す。

(オ) 資料の収集、提供及び保存

- ・ 市民1人あたりの貸出目標（貸出密度）を7冊（現状4.5冊）まで引き上げることを目標に、市民のニーズや時代の流れに沿った資料を幅広く収集し、提供する。

る。開架スペースでの役目を終えた資料は書庫で保存し、除籍資料については、必要に応じて県立図書館へ移管する。

- ・ 電子書籍導入の環境整備を行いながら、現在所有している資料のうち、著作権の問題がない資料については電子化を行い、劣化のない状態での資料の提供及び保存を行う。
- ・ 自動貸出機などを導入して、処理の自動化を行うことで利用者の利便性の向上を図るとともに、開館日、貸出冊数及び貸出期間については、現在の県立図書館を基本として拡充を検討する。

(カ) 情報提供サービス

- ・ 県立図書館と連携して各専門機関のデータベースを提供する。
- ・ 館内に無線LAN環境の整備を行うことで、館内でインターネットを活用して情報を得られる環境を提供する。
- ・ 市役所各課が抱える課題解決を支援するための資料、情報の収集、提供を行い、間接的な市民サービス向上を図る。

(キ) ボランティア活動の推進

- ・ ボランティア活動のための作業スペースを提供し、図書館利用者からもボランティア活動の状況がわかるように工夫した施設を整備する。
- ・ ボランティアを対象とした講座等を行うことで、更なる活動の促進が図られるように努める。
- ・ 図書館がボランティアグループをつなげる役割を担い、更に活動の幅を広げられるように努める。

(ク) 図書館利用の障害をなくす

- ・ 様々な障害に対応した施設の整備や資料の充実を図り、障害者サービスを向上させる。また、障害者だけでなく、高齢者や乳幼児を連れた利用者など、誰でも、気兼ねなく図書館を利用できるような施設や環境整備を行い、求められるサービスにも柔軟に対応する。

(ケ) ビジネス支援サービス

- ・ ビジネス上の課題解決から就職及び転職活動の支援に必要な関連資料、各種データベースを収集、提供するとともに、県立図書館と連携して関連した講座及び講演会を行う。
- ・ 各行政機関や専門機関と連携を強化して課題解決のための支援を行う。

(コ) 多文化サービス

- ・ 大村市との姉妹都市（友好都市）協定を締結している都市の資料を重点的に収集及び提供し、英語、中国語、韓国語及びポルトガル語などを使用した資料も収集し提供する。
- ・ 市の国際交流を担当する部署と連携し、国際交流員等による講座を開催するなど、市民と外国人の相互理解を深められるようにする。

(サ) 市内全域への図書館サービス

- ・ 市内全域で図書館サービスを行うために、市内8箇所の図書室とネットワークを構築する。図書館や、図書室へ行く交通手段がない人のために移動図書館車を運行することも検討する。
- ・ 外出が困難な市民に対して、インターネットで予約した本の配送サービスや、市役所、駅及び郵便局などの主要な公共施設に返却ボックスを設ける。

(シ) 大村市立史料館との連携

- ・ 現在、市立図書館の2階部分にある大村市立史料館を、一体型図書館の中に整備することとする。
- ・ 歴史関係のレファレンスサービスなど、史料館の職員と司書が連携し対応することで、利用者の利便性の向上につなげるとともに、講演会や企画展示など史料館と共同で開催し、両館の利用促進を図る。

[参考資料2] 県立図書館と大村市立図書館の現状

1 施設

項目	県立図書館	大村市立図書館
竣工年月	昭和35年(1960年)6月	昭和48年(1973年)6月
工費	110,000千円	150,000千円
敷地面積	3,798.34㎡	4,413.68㎡
建物延面積	4,980.73㎡	1,182.20㎡
収蔵能力	70万冊	14万冊
駐車場台数	23台	34台

※市立図書館の建物延面積は、2階の大村市立史料館を除いたもの

(1) 県立図書館の各室面積

(㎡)

1階		2階	3階	中4階
新聞 閲覧室	こども室	講堂 (175席)	閲覧室	読書室
29.16	145.47	169.27	452.58	175.44

4階			書庫 (新書庫含む)	事務室等
郷土資料 研究閲覧室	郷土資料 展示室	研修室		
87.48	116.64	87.48	2,083.43	1,633.78

(2) 大村市立図書館の各室面積

(㎡)

一般室	児童室	書庫	学習室	事務室等
235.91	109.75	118.80	103.03	614.71

2 蔵書状況

(1) 県立図書館の蔵書状況

(冊)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一 般 資 料	732,420	766,082 (33,662)	794,535 (28,453)	821,424 (26,889)
児 童	98,765	103,399 (4,634)	107,475 (4,076)	111,399 (3,924)
郷 土 資 料	94,471	118,150 (23,679)	123,050 (4,900)	126,771 (3,721)
そ の 他	26,864	28,344 (1,480)	30,064 (1,720)	30,610 (546)
合 計	952,520	1,015,975 (63,455)	1,055,124 (39,149)	1,090,204 (35,080)

※ () 内は前年度との比較。以下同じ。

(種)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
雑 誌	2,490	2,804 (314)	2,375 (△429)	2,518 (143)
新 聞	67	68 (1)	69 (1)	70 (1)
合 計	2,557	2,872 (315)	2,444 (△428)	2,588 (144)

(2) 大村市立図書館の蔵書状況

(冊)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一 般 資 料	128,163	121,331 (△6,832)	125,595 (4,264)	128,904 (3,309)
児 童	54,448	56,422 (1,974)	59,122 (2,700)	61,770 (2,648)
合 計	182,611	177,753 (△4,858)	184,717 (6,964)	190,674 (5,957)

※市内の分館等も含む

(種)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
雑 誌	104	106 (2)	121 (15)	126 (5)
新 聞	13	12 (△1)	13 (1)	13 (0)

3 利用状況

(1) 県立図書館の利用状況

(7) 館外貸出状況

(冊)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一 般	349,638	350,480 (842)	361,530 (11,050)	336,296 (△25,234)
こども室	56,902	63,457 (6,555)	64,807 (1,350)	68,989 (4,182)
合 計	406,540	413,937 (7,397)	426,337 (12,400)	405,285 (△21,052)

(4) 市町貸出等(県内)

(冊)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
協 力 貸 出	39,668	39,923 (255)	46,140 (6,217)	40,493 (△5,647)
一 括 貸 出	5,676	5,062 (△614)	3,851 (△1,211)	3,962 (111)
合 計	45,344	44,985 (△359)	49,991 (5,006)	44,455 (△5,536)

(2) 大村市立図書館の利用状況

(7) 館外貸出状況

(冊)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一 般	232,961	227,849 (△5,112)	228,429 (580)	229,565 (1,136)
児 童	140,793	135,495 (△5,298)	135,371 (△124)	140,203 (4,832)
合 計	373,754	363,344 (△10,410)	363,800 (456)	369,768 (5,968)

※本館のみ

(4) 相互貸借

(冊)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
貸 出	244	227 (△17)	224 (△3)	197 (△27)
借 用	4,528	4,850 (322)	6,436 (1,586)	6,353 (△83)

4 当初予算

(千円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
県立図書館	153,658	170,422 (16,764)	163,400 (△7,022)	150,511 (△12,889)
うち資料購入費	64,209	64,209 (0)	64,209 (0)	65,854 (1,645)
大村市立図書館	34,214	32,926 (△1,288)	30,032 (△2,894)	29,155 (△877)
うち資料購入費	10,389	11,370 (981)	11,362 (△8)	11,367 (5)

5 職 員

(人)

区 分	館 長	副館長	職員数 (うち非常勤等)	うち司書(司書補含む) (うち非常勤等)
県立図書館	1	1	37 (13)	8 (5)
大村市立図書館	1	1	9 (5)	5 (2)

※職員数には、館長及び副館長を含む(平成26年4月1日現在)

用語解説 (本文中、語句の前に「※」があるものは、以下に説明を掲載しています。)

用語	説明
あ	
ICタグ	電波を使って、記憶されている情報を送受信するICチップ
一括貸出	公共図書館や学校などへ、テーマごとに選書した資料を一括して長期間貸し出すサービス
イントラネット	ここでは、インターネット等の技術を用いた図書館内のネットワークのこと
映像等資料	風景、風習及び出来事などを題材とした映像及び写真や、各地域に伝わる歌などの音源
大村市立史料館	大村藩に関わる歴史資料を広く一般に公開している博物館類似施設
か	
課題解決支援サービス	図書館利用者が有する課題に対し、資料や情報を的確かつ迅速に提供することで、課題解決を支援するサービスの総称
協力貸出	住民が利用したい図書が近隣の市町立図書館に所蔵していない場合に、県立図書館が市町立図書館に資料を貸し出すサービス
協力レファレンス	市町立図書館員が対応できないレファレンスに対して、県立図書館員が市町立図書館員へ回答すること
協議会方式	ここでは、県及び市の協議により規約を定め、県及び市の事務の一部を共同して管理及び執行する組織のこと（管理執行協議会）
郷土課	長崎県に関する郷土資料の収集、保存、提供及び郷土に関するレファレンス等を行っている県立図書館に所属する部署
郷土学習セット	県立長崎図書館が、長崎県に関する図書を学校での教材研究や調べ学習などに活用できるように、文学、歴史及び原爆などの分野と年代別（小、中、高校生及び一般向け）に40冊を1組とし、貸し出すもの
グループウェア	ここでは、両館の職員間で情報を共有するための小規模な情報ネットワーク及びソフトウェア
さ	
サイン	利用者が図書館を利用しやすいように表示する「案内用看板」や「標識」など
サテライト	離れた場所で、あるものと同じ機能を併せ持つこと
巡回協力車	協力貸出や相互貸借資料の本土地区市町立図書館への配送や、指導及び助言を行うために県立図書館が運行する車両
障害者ふれあいブックメールサービス	身体的障害等により図書館の利用が困難な県民に、郵送による図書館資料の貸出を行うサービス
情報リテラシー	膨大な情報から自身が必要とする情報を探し出し、活用する能力
選書	不特定多数の利用者を想定し、一定の蔵書構成を実現するために収集すべき個別の資料を選択すること（図書館情報学用語辞典より引用）

全点購入	書籍販売事業者の「週刊新刊全点案内」に掲載されている資料を全て購入すること
相互貸借	県内の市町立図書館同士で、利用者が求める未所蔵資料の貸借を行うこと
ソーシャルメディア	インターネット上で展開される情報伝達手段の一つで、双方向で画像及び動画を含む視覚ツールを使ったコミュニケーションが可能な媒体（例）ユーチューブ、フェイスブック、ツイッターなど
た	
対面朗読サービス	視覚障害などで資料の活用が困難な利用者に対して、朗読をするサービス
団体貸出	地域や職場などの団体や読書グループに対し、資料をまとめて貸し出すサービス
知識基盤社会	新しい知識、情報、技術が政治、経済及び文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会のこと
デジタルアーカイブ	文化遺産などをデジタル処理し、分類及び整理して保存した記録
図書館情報システム	図書館が保有する資料を検索するための情報や、図書館職員が業務で使用する情報などが保存されたデータベース及びその周辺機器の総称
な	
長崎図書クロスねつと	公共図書館及び県内大学図書館間の相互貸借ネットワークの愛称で、県内公共図書館等横断検索サービス及び資料の配送システムを合わせたもの
日本十進分類法	日本で使われている図書分類法で、日本の図書館における事実上の「標準分類法」
は	
パスファインダー	資料や情報を探すための手順を簡単にまとめたもの
ブックトーク	あるテーマにそって様々なジャンルの本を順序だてて紹介すること
ポータルサイト	ここでは、両館に関係する情報やサービスを網羅したホームページのこと
ま	
無線LAN	ケーブルを使用せずに無線でデータの送受信を行う仕組みのこと
や	
ユニバーサルデザイン	「年齢、性別、能力、国籍などの違いにかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という考え方
ら	
リクエスト	図書館に所蔵していない資料の購入依頼のこと
レファレンス	情報及び資料を求めている利用者に対し、図書館職員が情報または資料を提示及び提供することによって援助するサービス

